

女川町監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項並びに女川町監査基準（女川町監査委員訓令第1号）第2条第2項の規定により監査を行ったので、同法第199条第9項及び同監査基準第17条第1項の規定により、これを公表する。

令和6年2月7日

女川町監査委員 木 村 繁

女川町監査委員 木 村 公 也

監査結果報告書

1 監査の種類 定期監査（財務監査・工事請負）

2 監査の期日等

期　　日　　令和6年1月30日（火）及び令和6年1月31日（水）
場　　所　　女川町役場 3階 大会議室及び現地
監査委員　　木村　　繁・木村　　公也

3 監査の対象

令和5年1月1日から令和5年12月31日の間に契約を締結した工事請負費で、
契約金額が1件1,000万円以上の案件

（1）書面審査対象案件

- ① 女川町火葬場改修工事（町民生活課所管）
- ② 女川町地域医療センター受電設備改修工事（健康福祉課所管）
- ③ 浦宿駅前広場等整備工事（企画課所管）
- ④ 小屋取地区放射線防護対策施設新設工事（企画課所管）
- ⑤ 林道女川京ヶ森線法面改良工事（産業振興課所管）
- ⑥ 林道大沢線災害復旧工事及び改良工事（産業振興課所管）
- ⑦ 令和5年度清水19号線道路改良工事（建設課所管）
- ⑧ 令和5年度内山6号線外道路改良工事（建設課所管）
- ⑨ 野々浜小積線道路補修工事（建設課所管）
- ⑩ 十二神沢改良工事（建設課所管）
- ⑪ 令和5年度万石浦漁港大沢地区防波堤工事（建設課所管）
- ⑫ 町道女川出島線舗装工事（建設課所管）
- ⑬ 町道女川出島線道路付帯施設（その1）工事（建設課所管）
- ⑭ 第二多目的運動場A・B棟防水改修工事（教育局所管）
- ⑮ 第二多目的運動場A・B棟トイレ改修工事（教育局所管）
- ⑯ 塚浜配水池改造工事（上下水道課所管）
- ⑰ 宮ヶ崎3号線ほか水道老朽管布設替工事（上下水道課所管）
- ⑱ 浦宿6号線ほか水道老朽管布設替工事（上下水道課所管）
- ⑲ 下水道マンホール蓋取替工事（上下水道課所管）
- ⑳ 浦宿地区雨水管渠工事（上下水道課所管）

（2）現地調査対象案件

- ① 女川町火葬場改修工事（町民生活課所管）
- ② 浦宿駅前広場等整備工事（企画課所管）
- ③ 令和5年度内山6号線外道路改良工事（建設課所管）
- ④ 十二神沢改良工事（建設課所管）

- ⑤ 町道女川出島線舗装工事（建設課所管）
- ⑥ 宮ヶ崎3号線ほか水道老朽管布設替工事（上下水道課所管）
- ⑦ 林道女川京ヶ森線法面改良工事（産業振興課所管）
- ⑧ 林道大沢線災害復旧工事及び改良工事（産業振興課所管）

4 監査の着眼点

監査対象の工事請負契約が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織運営及び運営の合理化に努めているかを着眼点として監査を行なった。

5 監査の実施内容

監査に当たっては、各部署から請負工事契約の執行状況を知る上で必要な「請負工事一覧表・請負工事別明細書」の提出を求め、契約に関連する関係書類等の提示と、各部署説明員から工事の執行状況の説明を受け、翌日に監査委員が抽出した案件の現地調査を行なった。

6 監査の結果

上記請負工事契約の事務の執行は、法令等に則り適正に執行されているかどうかを主眼に監査した結果については、以下のとおりである。

（1）事務手続きの状況

事務手続き状況については、法令等に則り正当に行われていることが確認された。

（2）応札、入札の状況

監査対象の請負工事契約20件（昨年度23件）中、制限付き一般競争入札によるものが8件（昨年度4件）、そのうち総合評価落札方式によるものが2件（昨年度2件）、指名競争入札によるものが11件（昨年度15件）、随意契約によるものが1件（昨年度3件）であった。（昨年度はこのほか入札不調随意契約が1件）

指名競争入札のうち、指名された業者が入札を辞退し、1社のみの入札となつた案件が3件（昨年度1件）であった。